

住 戸					賃 料 等					
No	部/駐	号室/ 区画	面積 (㎡)	間取	賃 料 (月額/円)	共益費 (月額/円)	付属施設		その他 (月額/円)	
							種類	(月額/円)		
1	部	101	61	3LDK	70,000					
2	部	102	52.7	2LDK	70,000					
3	部	103	61	3LDK	70,000					
4	部	201	61	3LDK	70,000					
5	部	202	52.7	2LDK	70,000					
6	部	203	61	3LDK	70,000					
7	駐	P01								
8	駐	P02								
9	駐	P03								
10	駐	P04								
11	駐	P05								
12	駐	P06								
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
合計					420,000円	円			円	円

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成8年6月6日	不動産番号	1310000216123
所在図番号	余白				
所 在	京都市伏見区久我東町 7番地61			余白	
家屋番号	7番61			余白	
① 種類	② 構造	③ 床 面 積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄骨造スレート葺2階建	1階	176	40	平成7年12月20日新築 〔平成8年1月17日〕
		2階	176	40	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年6月6日	

権 利 部 ( 甲 区 ) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成8年1月25日 第1371号	所有者 京都府八幡市上津屋浜垣内68番地 高井トシ美 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月6日
2	所有権移転	令和1年12月26日 第27620号	原因 令和1年12月3日贈与 所有者 京都府城陽市平川鍛冶塚67番地の2 グリーンサム式番館2206号 高井一功
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和5年9月28日 第19706号	原因 令和5年8月25日住所移転 住所 京都府城陽市久世下大谷6番地の410



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年4月1日  
京都地方法務局伏見出張所

登記官

高井幸治



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、  
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D77124 (2/2)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年6月6日	不動産番号	1310000151986
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	京都市伏見区久我東町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
7番61	田	472		7番20から分筆 〔平成6年12月13日〕	
余白	雑種地	余白		②平成7年1月31日変更 〔平成7年2月13日〕	
余白	宅地	472	73	②③平成7年12月20日地目変更 〔平成8年1月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年6月6日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年2月24日 第3445号	原因 平成7年2月20日売買 共有者 京都府八幡市上津屋浜垣内68番地 持分12分の7 高井トシ美 京都市伏見区羽束師鴨川町137番地 12分の5 竹内良子 順位2番の登記を移記
付記1号	1番所有権更正	平成7年3月6日 第4553号	原因 錯誤 高井トシ美持分 100分の55 竹内良子持分 100分の45 順位2番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	令和1年12月26日 第27618号	原因 平成8年10月11日住所移転 共有者竹内良子の住所 京都府京田辺市山手東一丁目43番地5
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年6月6日
2	高井トシ美持分全部移転	令和1年12月26日 第27619号	原因 令和1年12月3日贈与 共有者 京都府城陽市平川鍛冶塚67番地の2 グリーンサム武番館2206号 持分100分の55 高井一功
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和5年9月28日 第19707号	原因 令和5年8月25日住所移転 共有者高井一功の住所 京都府城陽市久世下大谷6番地の410

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。